

令和 2 年度

第 8 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 2 年 10 月 5 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 12 分

場所 庄原市ふれあいセンター1階 コパリホール

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画(10 月 30 日公告)の決定

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明申請について

備考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義		○	13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	原田 實夫	○		15	柳生 卓三	○	
4	堀江 唯雄	○		16	高坂 勝博	○	
5	木村 英宗	○		17	金本 篤子	○	
6	三吉 和宏	○		18	前田 憲二	○	
7	増谷 克則	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江		○
11	宮崎 讓	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係長	原田 淳司	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原 直人	○	
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主任主事	宗信 彰吾	○		出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治		○	出張所長	日野原 祥二		○
主事	宮永 竣介	○		主任主事	角脇 健太	○	

事務局長	ただ今より令和2年度第8回庄原市農業委員会総会を開催いたします。 本日は1番入田委員、22番青才委員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。
事務局長	それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。
議長	それでは、会議を開会いたします。 ただ今の出席委員は22名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。
議長	続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。8番財間委員さん、9番森兼委員さん、よろしくお願いたします。
議長	それではまず、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号23から26の4件について事務局からの説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。ここでご質疑・ご意見等受け付けます。何かございますか。 (なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号23から26の4件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 (なしという声)
議長	それでは、受付番号23から26の4件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画(10月30日公告)の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概略)</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 2 年 9 月期の申し込み分については、別冊「令和 2 年 10 月 30 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。</p> <p>今回は利用権設定の一般分が合計 8 件の契約面積 21,155 m²となっております。</p> <p>(内訳を読み上げる。以下略)</p> <p>以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p>
議長	何かご質疑・ご意見等がございますか。
16 番高坂委員	整理番号 4 と 5 は同じ人同士であるが、なぜ分けているのか。
事務局員 (本庁)	用紙を別々に提出されていたのでそのようにいたしました。
議長	他にございませんか。
	(なしという声)
議長	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号 5 から 7 の 3 件について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 5</p> <p>位置等：説明資料の 3・4 ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額借入資金</p> <p>他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p>

	<p>除外手続：令和 2 年 10 月に除外見込み その他：5 条申請(受付番号 22)と同時に申請</p> <p>受付番号 6 位置等：説明資料の 3・5 ページに記載 転用事由：農業用倉庫及び農機具置場 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：令和 2 年 10 月に除外見込み</p> <p>受付番号 7 位置等：説明資料の 6・7 ページに記載 転用事由：墓地 資金計画：全額自己資金 他 法 令：墓地埋設法の協議済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：農振農用地区域の除外公告済み その他：農地法施行規則第 33 条第 4 号に掲げられている第 1 種農地の不許可例外に該当</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。皆様から何かご質疑・ご意見等がございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農地法第 4 条の規定による許可申請について」受付番号 5 から 7 の 3 件を一括で採決したいと思いますが、これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、受付番号 5 から 7 の 3 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>受付番号 16 から 32 の 16 件について事務局からの説明をお願いします。</p> <p>受付番号 17 については 9 月 30 日に取下げ書が提出されております。来月以降に再提出するとのことです。</p> <p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 16</p> <p>位置等：説明資料の 3・8 ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：令和 2 年 10 月に除外見込み</p> <p>受付番号 18</p> <p>位置等：説明資料の 3・9 ページに記載</p> <p>転用事由：駐車場及び進入路</p> <p>資金計画：追認のため、なし</p> <p>他 法 令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：令和 2 年 10 月に除外見込み</p> <p>その他：追認をお願いする申請であり、顛末書が添付されている</p> <p>受付番号 19</p> <p>位置等：説明資料の 3・10 ページに記載</p> <p>転用事由：一般住宅</p> <p>資金計画：全額借入資金</p> <p>他 法 令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：令和 2 年 10 月に除外見込み</p> <p>受付番号 20</p> <p>位置等：説明資料の 3・11 ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p>
----------------------	--

<p>事務局員 (比和出張所)</p>	<p>除外手続：令和 2 年 10 月に除外見込み</p> <p>受付番号 21 位置等：説明資料の 3・12 ページに記載 転用事由：駐車場 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：令和 2 年 10 月に除外見込み その他：農地法施行規則第 33 条第 4 号に掲げられている第 1 種農地の不許可例外に該当</p> <p>受付番号 22 位置等：説明資料の 3・13 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額借入資金 他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：令和 2 年 10 月に除外見込み その他：4 条申請(受付番号 5)と同時に申請</p> <p>受付番号 23 位置等：説明資料の 3・14 ページに記載 転用事由：事務所兼住宅、資材置き場、駐車場 資金計画：一部自己資金、一部融資資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：令和 2 年 10 月に除外見込み その他：農地法施行規則第 33 条第 4 号に掲げられている第 1 種農地の不許可例外に該当</p> <p>受付番号 24 位置等：説明資料の 15・16 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：令和 2 年 10 月に除外見込み</p>
-------------------------	--

<p>事務局員 (総領出張所)</p>	<p>受付番号 25 位置等：説明資料の 15・17 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：令和 2 年 10 月に除外見込み</p> <p>受付番号 26・27 位置等：説明資料の 18・19 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：令和 2 年 10 月に除外見込み</p> <p>受付番号 28 位置等：説明資料の 18・20 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：令和 2 年 10 月に除外見込み</p> <p>受付番号 29 位置等：説明資料の 18・21 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：令和 2 年 10 月に除外見込み</p> <p>受付番号 30・31 位置等：説明資料の 18・22 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金</p>
-------------------------	--

	<p>他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：令和 2 年 10 月に除外見込み</p> <p>受付番号 32 位置等：説明資料の 18・23 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：令和 2 年 10 月に除外見込み</p>
議長	何かご質疑・ご意見等はございますか。
4 番堀江委員	この度太陽光発電の申請が多いので、農業委員はトラブルが発生しないようにしてもらいたい。
5 番木村委員	契約の内容で地上権の設定というものがあるが、具体的にはどのような内容のものなのか。
事務局員 (本庁)	<p>項目名を「契約内容」としておりますが、申請書の中の「申請に係る権利の内容」の部分に記載しております。</p> <p>「契約内容」という項目では一律に整理できない部分があるため、今後項目の書き方を考えていきたいと思っております。</p>
事務局長	<p>農地法で移転、設定される権利というものが決まっております、その中に土地そのものの賃借権、使用貸借権、所有権の他、地上権の設定もできるようになっております。</p> <p>内容としては土地から上の部分の地上権の設定をされたということです。</p> <p>所有者の方と会社の方でどういう権利を付けていくか話し合われた結果が、権利の設定となっていると理解しております。</p> <p>賃借権であれば土地の使用に対してお金を払うことになり、地上権であれば土地の上の部分の使用に対してお金を払うというやり方です。</p> <p>実質的な扱いとしては同じようなものと理解しております。</p>
議長	他にございませんか。
21 番天根委員	総領町は近場で太陽光の設置となっているが、太陽光の申請を出すまでの間にどなたかに

	作ってもらえない、というような流れの話がなかったのか、あった上で申請が出されたのか教えてほしい。
事務局員 (総領出張所)	もちろん、太陽光事業者に渡る前に誰か作る人はいないかという話がありました。その中で、総領町にも数は少ないですが動ける農業者はおられるが、その人たちも手一杯な状況でして、仕方なく太陽光の申請が出されました。
議長	他にございますか。
6番三吉委員	受付番号 30・31 について、面積を足すと 6700 m ² 、2000 枚を超えるパネルで一括施行との形だが、地図で見ると右の上の方に宅地があるように見える。道路や川や水路に挟まれていて災害等の発生で近隣に影響を与えるような土地ではないということか。
事務局員 (総領出張所)	現地を確認して委員さんにも見ていただいておりますので大丈夫だと思います。
議長	パネルはどっちの方向を向いていて、雨水はどっちへ流れるのか。
事務局員 (総領出張所)	パネルは南向きです。 雨水は隣が川なのでそちらに流れます。
議長	周辺の住宅に向けての説明は済んでいますか。
事務局員 (総領出張所)	済んでいると思われます。
2番植木委員	現地を立ち会ったが、ちょうど前が工場になっている。 民家はかなり離れており、工場の許可は取れていると話を聞いている。 雨水は右から左の方に流れる。
議長	何の工場なのか。
2番植木委員	接着剤の工場だった。
議長	何か他にございますか。

14 番藤原委員	今回、5 条の関係で約 20000 m ² 出ておりますが、今年に入ってから庄原市全体でどのくらい太陽光発電の申請が出されたか、次回の総会の時に数字を教えてください。
議長	庄原市も太陽光発電についていろいろな対策を考えていかなければならないと思う。事務局へのお願いだが、太陽光パネルの図がまちまちなのでパネルの高さや角度を記載してもらいたい。 また、再生可能エネルギー発電事業計画の認定について、またどういう会社なのかといった会社の説明も記載してほしい。 周辺地域への説明は必ず会社にしてもらい、事務局や農業委員に立ち会ってもらいたい。以上のことを統一していただきたいと思う。
議長	皆様の方から何かございませんか。
8 番財間委員	太陽光の規模の違いによって扱いが変わるのか教えてください。
事務局員 (本庁)	規模が大きくなりますと、キュービクルを設置するようになりまして、保安点検が必要になります。 また、都市計画法等の関係の届け出が必要になるかと思えます。 今回の総領の案件につきましては、備北の事務所に 3000 m ² を超えるものに対する土壤汚染対策法に基づく形質変更届が出され、受理されています。 同様に、河川区域内の土地の形状変更についての届け出も受理されております。
議長	総領の案件につきましては、県の農業会議から現地視察しに来られますので、色々と質問を受けると思われます。
議長	雨水の自然流下が本当に安全なのか、何か設置する必要はないのか、事務局に調べておいてもらいたい。
議長	他にございませんか。
6 番三吉委員	会長の意見の中で気になったことが 2 点ある。法人が申請する場合に求めてほしいと事務局へ言われた中で、会社の事業については申請の添付書類の定款の写しを配布すれば出来る。 しかし、定款以外に会長が求めているものは明確に農業委員会の総会で決めておかないと、会社から理由を求められたときに事務局が困る。 また、今は隣接地の同意はいらなくなっている。あくまで企業の善意、または農業

	<p>委員会の指導の中で行っており、法的にはいらないと解釈している。 法的にいらないものである以上、求めるには根拠を総会で決めておかなければならないと思う。</p>
議長	<p>このことについて、広島県で初めて尾道市がガイドラインを制定されました。 庄原市は今何もないので会社に求めるしかない状況です。 役員会でも話し合いたいと思います。 太陽光が増えていく中で、条例まではいかなくともガイドラインは制定したいと思います。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
23 番松長委員	<p>2 年位前から太陽光に関する勉強会をしたいと考え案を出しているが、出来ていないのが現状なのでいつになるか分からないが、していただければと考えている。</p>
5 番木村委員	<p>太陽光発電を目の敵にされているように感じるが、農地を荒らすよりは国の政策でもあるし悪い事業ではないと思う。 私は農地を荒らして再生が不可能になるよりは太陽光発電設備を設置する方がいいと思う。</p>
議長	<p>皆さんの中で太陽光について様々な意見があると思います。勉強会もしたいと考えているので役員会の方で計画させていただきたいと思います。 その中で討論をしましょう。</p>
議長	<p>採決に移らせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(はいという声)</p>
議長	<p>それでは、受付番号 16 から 32 の 16 件について一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>受付番号 16 から 32 の 16 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手多数、決定されました。</p>

議長	<p>続きまして、議案第 5 号「非農地証明申請について」を上程いたします。受付番号 20 から 23 の 4 件について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概略)</p> <p>受付番号 20</p> <p>位置等：説明資料 3・24 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成 20 年頃から管理しなくなり、荒廃した。</p> <p>現地確認：現地は河川と市道に挟まれた三角地で、雑草低木が繁茂し、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
	<p>受付番号 21</p> <p>位置等：説明資料 3・25・26 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成 15 年 7 月頃から申請者の母が高齢のため耕作できなくなった。現在は笹や茅が茂っている。</p> <p>現地確認：1323 番と 1353 番 1 は、笹低木が繁茂し周辺の原野等と一体となっており農地として復元するのは困難で非農地と確認し、1274 番 1 は、植木が植栽してあり、宅地と一体的に利用されており農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>受付番号 22</p> <p>位置等：説明資料 6・27 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成 19 年に申請者の夫が亡くなって以降管理することができず、荒廃した。</p> <p>現地確認：現地には、草木が繁茂しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
事務局員 (口和出張所)	<p>受付番号 23</p> <p>位置等：説明資料 28・29 ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和 49 年以前から住宅敷地となっていた。</p> <p>現地確認：現地は住宅敷地となっており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ご質疑・ご意見等はございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「非農地証明申請について」受付番号 20 から 23 の 4 件を一括で採決したいと思いますと思いますが、これにご異議はございませんか。</p>

	(なしという声)
議長	<p>それでは、受付番号 20 から 23 の 4 件について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。</p>
議長	<p>それでは、会長報告を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 24 日の庄原市議会 ・ 広報委員会 <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>会長報告は以上です。それでは、「その他」について事務局からお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(農地係長が、その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 7 回役員会の内容について ・ 庄原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について ・ 広報委員会について(広報委員長から) ・ 農地と登記の無料相談会について ・ 今後の日程について ・ 令和 2 年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会 <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>何か皆様の方からございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、令和 2 年度第 8 回総会を終了させていただきます。(午後 3 時 12 分)</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和2年10月5日

議 長
(道下 和子) _____

8 番委員
(財間 敏行) _____

9 番委員
(森兼 貢) _____